

「農作業入門講座」を開催しました

「果樹栽培に興味があり気軽に体験したい。」「知り合いの農家から手伝ってほしいと言われるので作業内容を学びたい。」など、新たに農作業のお手伝い等に従事いただける方を発掘する事業として、北信農業農村支援センター、JA志賀高原と共催で毎年開催しています。

本年もJAと県農村支援センター技術員の説明、直接指導のもと、受講者が実際に作業を体験し、作業終了後に受講修了証を交付しました。

りんごの摘果作業(5月23日)

りんご農家のご協力のもと開催したところ、初めての参加者が多数で、参加者からは「中心果の選別とキズのある実の選択に悩んだ。丁寧に指導いただいた。」「農作業にさらに興味を持った。」などの感想をいただき、終盤にはコツを掴んで黙々と作業をされていました。



ぶどうの摘粒作業(6月27日)

作業が初めての方、複数回の経験のある方が参加され、「粒の形や大きさが同じ形でないので迷ってしまう。」「講座に満足している。」など感想をいただきました。



次回の農作業入門講座について

本年3・4回目の講座を10月(りんごの葉摘み)、11月(りんごの収穫)に予定しています。詳細は決まり次第、広報等でお知らせします。

「山ノ内町農業経営雇用促進事業補助金」を利用してみませんか

農作業のお手伝いのためにこれから雇用する方への賃金に対し、予算の範囲内で補助金を交付します!

【交付される補助金の計算例】

長野県の最低賃金×補助金対象時間170時間まで×補助率25%≒ **38,000円**(千円未満切捨て)

【加算措置】

○補助金交付申請者が認定農業者または認定新規就農者の場合は補助率通常25%が40%に加算されます。

○「農作業入門講座」を受講し修了証の交付された方を雇用した場合は、補助金対象時間の上限時間が170から200時間に加算となります。

詳しくは、町農林振興課農業振興係(電話33-3112)まで

農作業のために作業従事者を雇用した農家の方に対して補助金により支援します。

補助金の交付を希望される方は、雇用をする前に町へ事前に交付申請が必要です。ご注意ください。

山ノ内町在住の農家の皆さん

就農相談会を実施しました(7/6)



長野県市町村・JA合同就農相談会(東京交通会館)へ農業委員・推進委員とともに参加しました。

就農希望者との面談を通じて、果樹栽培の適地として町の気候や環境の良さを説明し、希望者には未来創造課と協力してオーダーメイドツアーを実施し、Iターンによる就農者の確保に努めます。

あとかき

どこから米が出てきたのか? 一時はどこにもなかったのに、備蓄米が店頭に出回り始め、いったんは落ち着いた米騒動。これを機に主食米の量産を始めている方もいるようです。

現在の長野の気象でもミカンがつかれるくらい暑いですが、米がなくては生活が成り立ちませんので、手塩にかけた作物を消費者の手に届かせる為に朝の涼しいうちに老体にムチを打ちながら「だまし魂」作業しているのが現状です。この暑さ誰か何とかしてくれませんか?。

小池俊治 農業委員

新規就農しました!



掛川 博さん
幸江さん
(本郷三)

幸江さんの実家のりんご畑を博さんがお手伝いすることをきっかけに今年から幸江さんと一緒に本格的に農家の仲間入りをしました。

りんごをメインに栽培し今年初めて桃の出荷ができるので楽しみとのこと。

山ノ内町の農産物の印象は、「りんごは特に品質が良く、県外や知り合いのお客さんからも評価が高いことを肌で感じられてこの環境で農家ができることはとても恵まれている。りんごは減りつつあるからこそりんごの栽培面積を徐々に増やしていきたい。」と話してくれました。

3人のお子さんとの時間を大切にしているとても仲睦まじいお二人です。

これからの山ノ内町の美味しいりんごづくりの牽引役となってくれることを期待しています。
(事務局代理執筆)



青木 映大さん
(本郷三)

青木映大さんを紹介します。

映大さんは、関西地域で自衛官、その後、建設機械整備士として勤務され、昨年、ご実家の山ノ内町へご家族と一緒に移住して就農されました。

農業はもとより興味があり、家庭菜園や田んぼ作業に従事した経験から「これしかない!」と就農への気持ちが固まったそうです。

現在、ぶどう120a、りんご20aを栽培していて、「質にこだわり、どんな作業も手を抜かず作物と本気で向き合う、そんな農家になります。」と話す映大さん。これからの活躍を期待しています。
(渡辺輝子 農業委員)



畔上 純樹さん
(宇木二)

畔上純樹さんを紹介します。

純樹さんは、前職としてIT会社勤務していたところ、ご実家で経営するホテルを継承するため地元に戻られました。就農の動機は、春夏秋冬の集客が農業と相性が良いことと、町の魅力をお客さんに伝えたいという点で農業とホテル業に共通点を感じたことです。

現在、りんご1町歩、九条ネギ2反歩を栽培していて、「品質の良い作物を作りたい。そのために栽培技術を学び得ていくこと。町のブランドを継承しつつ農業とホテルとの相乗効果、規模拡大にも挑戦したい。」と意気込みを語ってくれました。
(渡辺輝子 農業委員)

遊休農地でお困りの方へ

農地の荒廃を防ぐため、農業委員会では町内の遊休農地の状況を調査し、貸し借りや権利の移転を進めています。

高齢で作付けできない、担い手がない等でお困りの方は、お近くの農業委員または農業委員会事務局へご相談ください。

農地法により農業委員会の役割として町内の全農地の利用状況を把握し、農地の有効利用を図るため、毎年8月に農地利用状況調査(農地パトロール)を実施しています。

農業委員等が、それぞれの場所を確認し農地の状況をタブレットへ入力します。

調査の結果、遊休農地と判断された農地の所有者へ利用意向調査を実施し、再生困難(非農地)と判断された農地の所有者へ非農地通知書を送付します。

詳しくは、町農業委員会事務局(電話33-3112)まで

農業委員会だより

編集 農業委員会広報部会

第84号

農地利用状況調査
(農地パトロール) 実施中